



・他方、コアネットワークの設備のみに障害が発生し、基地局が停波していない場合（※2）に「フルローミング」方式を利用する（又はローミング回線から契約先の事業者の回線に復帰する）ためには、利用者自身による手動での切替操作が必要となることが報告された。

P20

### 3-1-2 端末操作（手動切替）

で記載したように、基地局が停波していない場合には端末において利用可能なネットワークに自動で接続することができず、利用者が手動で設定する必要がある。

P20

第2次報告書では、手動での設定操作を抜本的に簡略化するための一手法として、「事業者間ローミング用に共通の PLMN 番号（Public Land Mobile Network（電気通信事業者の識別番号））を新たに設定し、ローミング実施時においてのみ、複数の救済事業者の携帯電話基地局から一斉に PLMN 番号をサービスエリアの携帯端末に対して報知するアイデアが考えられる」とされた。～

P21

～また、事業者間ローミングは速やかな発動が期待されるものであるため、ローミング用 PLMN 番号の報知について、ローミング発動時においてのみ報知する方向性を示した第2次報告書と異なり、ローミング実施時に限定せず、常時報知を原則とすることとする。なお、ローミング発

利用者への周知広報も大変、重要であるが、スマートフォン等への災害時・障害時のマニュアルの整備・配備や事前の訓練も必要と考えます。

今は、スマートフォン等の端末販売時には、操作マニュアル等がついていないケースが多く、インターネット等で検索し、マニュアルやFAQを見るケースが多くなっています。しかし、災害時・障害時でインターネットが使えない状況下では、紙もしくは電子媒体でのマニュアルも必要となります。スマートフォン等の端末メーカーの協力も不可欠と考えます。

また災害時・障害時の際に、避難所や自治体へも事業者間ローミングの解説書等の閲覧・配備も必要です。特に、高齢者やデジタル難民者、その他のスマートフォン等の端末操作に詳しくない方々への事業者間ローミングの手動切り替えには、相当な苦勞が伺え、周知広報だけでなく、事前の訓練や研修等、何らかの対策を講じる必要があります。

携帯電話事業者毎に常用の PLMN 番号と救済用の PLMN 番号を二重に割当て、端末側で手動にて PLMN を切り替えるとありますが、手動切り換えが必要であること、具体的な切替方法を広く周知する必要があると思います。

<p>動時以外には当該 PLMN が利用できないようにする等の措置を行うことが適当である。</p>	
---	--